

2025年度版

官 庁 訪 問 ガ イ ド

一般職試験(大卒程度試験)

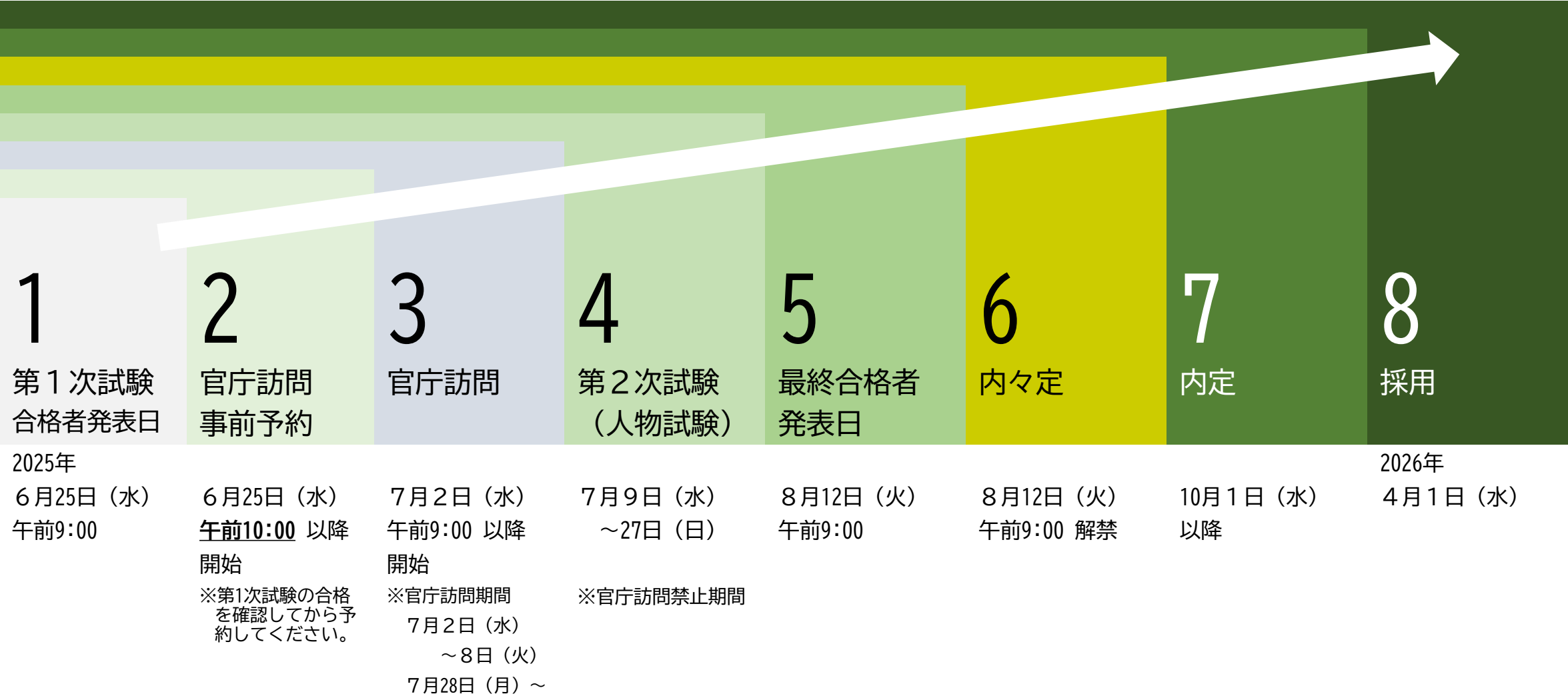
2025年2月12日
人事院人材局企画課

CONTENTS

この「官庁訪問ガイド」は、各省庁人事担当課長会議申合せにより決定された、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）に関する2025年度の「官庁訪問ルール」等の内容について解説したものです。
「官庁訪問ルール」の本文は、「国家公務員試験採用情報NAVI」で御確認ください。
また、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）に関する受験資格や日程等については、必ず「受験案内」を御参照ください。

採用までの基本的な流れ	2
官庁訪問について	3
官庁訪問スケジュール	5
官庁訪問のプロセス	6
採用希望年度に応じた官庁訪問	9
採用希望年度等に関する意向確認	10
官庁訪問の参加年度	11
広報活動	17
タイプ3インターンシップで得た情報の活用について	18
官庁訪問等に関するQ&A	19

採用までの基本的な流れ



官庁訪問について①

「官庁訪問」とは

- ✓ 「官庁訪問」とは、国家公務員採用試験合格者が志望する省庁を訪問し、各省庁の職員から業務説明や面接などを受けていただくもので、志望する省庁に採用されるための重要なステップ(採用選考活動)です。
- ✓ 国家公務員採用試験の最終合格＝採用ではありません。
- ✓ 志望する省庁に採用されるためには、必ず官庁訪問へ参加し、志望省庁から内々定や内定を得る必要があります。

「官庁訪問ルール」とは

- ✓ 官庁訪問に関する日程、制約、その他の事項については、毎年度、「各省庁人事担当課長会議申合せ」により決定されています。これを「官庁訪問ルール」といいます。各省庁や訪問者の皆様は、このルールに従って行動する必要があります。（「各省庁人事担当課長会議申合せ」は、「国家公務員試験採用情報NAVI」に掲載しています。）

「官庁訪問」の訪問形式について

- ✓ 従来は全て対面型のみで行われていましたが、近年では、オンラインによる官庁訪問も実施されています。
- ✓ どちらの形式で実施されるかは、各省庁の判断となりますが、訪問者間の公平性に配慮した上で、オンライン面接を積極的に活用することになっています。

官庁訪問について②

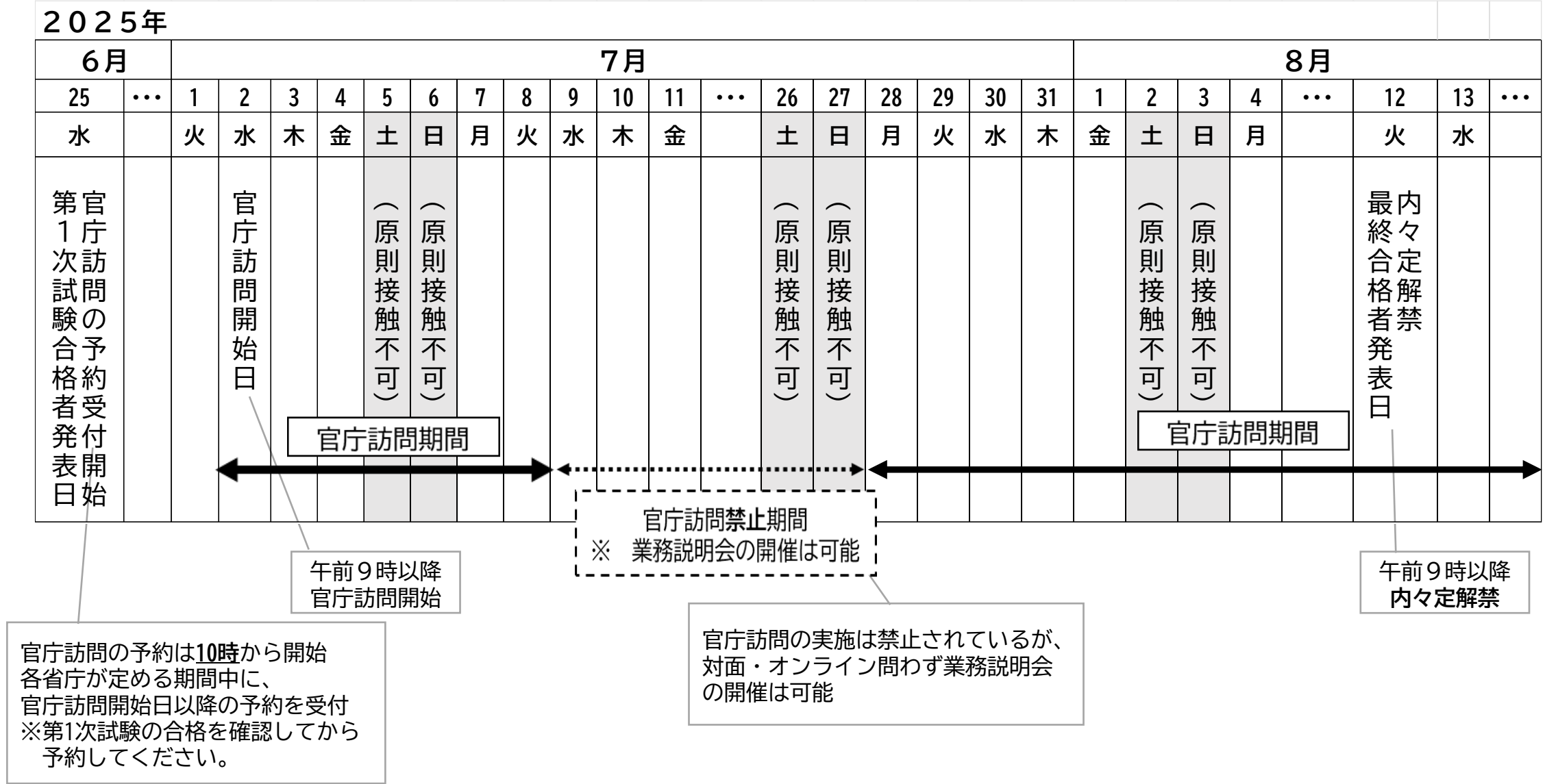
なぜ「官庁訪問」が必要なのか

- ✓ 国家公務員の業務は多種多様であり、各省庁は、採用しようとする訪問者が、その省庁の施策を推進するに当たり、求める人材として適しているかなど、様々な観点から確認する必要があります。
- ✓ また、訪問者の皆様においても、国家公務員として新たな職業生活をスタートさせるわけですから、自分がやりたい仕事は何か、どういう職場で働きたいかなど、様々な思いを踏まえて、志望する省庁で職務に従事することが自分にとって適切な選択となるのか、見極める必要があります。
- ✓ そのため、各省庁と訪問者の皆様との間で「マッチング」を図り、双方が納得した上で、採用に至ることができるよう、国家公務員採用試験における人物試験とは別個のものとして、「官庁訪問」の機会を設けているところです。
- ✓ 訪問者の皆様におかれましては、この機会を活用し、志望する様々な省庁の面接等を受け、志望省庁に関する知識や理解をより深めると共に、積極的に自己PRをし、結果として悔いの残らないよう、また、最善の選択ができるよう、官庁訪問に参加していただければ幸いです。

「官庁訪問」の前に・・・

- ✓ まずは、省庁別の採用予定を確認し、どの省庁を志望するのかをよく検討してください。第1次試験に合格してから検討を始めるのではなく、できるだけ早めに、各省庁のホームページ等を閲覧したり、業務説明会に参加することで、様々な省庁の業務内容等を確認し事前に検討しておくことをお勧めします。

官庁訪問スケジュール



官庁訪問のプロセス①(事前予約、官庁訪問等)

官庁訪問の事前予約

- ✓ 第1次試験合格者発表日は、6月25日(水)午前9時です。(官庁訪問の事前予約開始は同日午前10時です。)
- ✓ 各省庁は、第1次試験合格者発表日時以降、各省庁が定める期間中に、メール、ウェブシステム等の多数の訪問者が同時に申し込むことが可能な方法により、官庁訪問の予約受付を行います。各省庁ごとに予約期間や申込方法が異なりますので、訪問者の皆様は、必ず予約受付開始日より前に、各省庁のホームページを確認し、予約期間や申込方法を把握の上、予約開始日時以降、第1次試験合格者発表結果の確認後、志望する省庁に官庁訪問の予約申込みを行ってください。

官庁訪問

- ✓ 一般職試験(大卒程度試験)の官庁訪問は、総合職試験(春試験)の官庁訪問と異なり、クール制ではありません。官庁訪問期間中、任意の省庁に訪問することができます(事前に各省庁の採用予定を御確認ください。)。7月2日(水)午前9時から訪問開始となります。
なお、官庁訪問の事前予約の有無、官庁訪問当日に必要な書類や留意事項、訪問形式、オンラインの場合に必要なツールなど、詳細については、事前に各省庁のホームページ等を御確認ください。
- ✓ 省庁によって、時間や流れは異なりますが、1日に複数回の面接が行われることもあります。
各省庁の職員から直接業務説明や経験談を聞いたり、職員に対する質問等を通じて、事前には分からなかった情報を入手したり、職場の雰囲気を感じ取ることもできるかと思います。
- ✓ 同一省庁に再度の訪問が必要となる場合もありますが、その場合には、訪問先の省庁からその旨をお知らせします。

官庁訪問のプロセス②(最終合格者発表等)

官庁訪問禁止期間

- ✓ 7月9日(水)から7月27日(日)までの間は、官庁訪問禁止期間となります。各省庁は、官庁訪問や、面接等の選考活動は一切行うことができないことになっています。
なお、この官庁訪問禁止期間において、各省庁は、訪問者に対し(対面型・オンラインを問わず)業務説明会を含む広報活動を実施することや、官庁訪問に関する予約の受付・確認など事務的な連絡を行うことは差し支えないことになっています。
【参考】第2次試験(人物試験)の期間:7月9日(水)～7月25日(金)
- ✓ 上記の官庁訪問禁止期間の終了後、7月28日(月)から官庁訪問期間が再開されます。

最終合格者発表

- ✓ 最終合格者発表日は、8月12日(火)午前9時となります。
- ✓ 採用試験に最終合格しなければ、採用候補者名簿に記載されず、各省庁は訪問者を採用することができません。
また、官庁訪問と採用試験とは全く別のプロセスとなりますので、官庁訪問のマッチング状況にかかわらず、採用試験に最終合格できなかった場合は、内々定、内定、採用に至ることはありません。
引き続き一般職試験(大卒程度試験)からの採用を希望する場合は、翌々年度の4月以降の採用を目指して、翌年度以降の同試験を再度受験していただく必要があります。

官庁訪問のプロセス③(官庁訪問終了後)

内々定・内定

- ✓ 「内々定」の解禁は**8月12日(火)午前9時(最終合格者発表日時)以降**となりますが、内々定の通知や関連する事務手続は、後日(8月13日(水)以降)となる場合もあります。
- ✓ 各省庁は、同解禁日時までの間は、訪問者に対し内定、内々定に類似する言動は厳に慎むとともに、訪問者が他の省庁を訪問する可能性を閉ざすような言動を行わないことになっています。
- ✓ 官庁訪問ルールに違反するような行為を受けた場合や見かけた場合は、速やかに人事院に通報の上、具体的な状況を教えてください。(「国家公務員試験採用情報NAVI」に官庁訪問専用の相談・通報窓口を設置しています。)
- ✓ 10月1日以降、正式な採用内定が行われます。
- ✓ 採用内定(内々定)は、1つの省庁からしか得ることができず、採用内定(内々定)後には、他省庁の面接に応じることはできません。採用の面接等の連絡を受けた場合には、既に他省庁に採用内定(内々定)していることを伝えてください。

採用

- ✓ 2025年度の官庁訪問に参加の上、内定を得た方の採用は、おおむね2026年4月1日以降となります(毎年度行われる官庁訪問は、「翌年度の4月の採用に向けた採用選考活動」となります。)。ただし、既卒の訪問者など、内定を得た省庁と事前に調整の上、早期に採用されること(例えば、10月1日付け採用など)もあり得ます(欠員状況等によりますので、希望しても必ず早期に採用されるわけではありません。)

採用希望年度に応じた官庁訪問

採用希望年度に応じた官庁訪問について

- ✓ 国家公務員採用試験の最終合格者は、「採用候補者名簿」に記載されます。各省庁は、この名簿に記載された者の中から採用することになります。
- ✓ 一般職試験(大卒程度試験・教養区分を除く)に係る採用候補者名簿の有効期間は5年間、一般職試験(大卒程度試験・教養区分)の有効期間は6年間です。
例えば、大学4年次(2025年度)に採用試験を受験して最終合格した後に大学院へ入学し、修士課程を修了した後の採用(2028年4月採用)を目指すため、2027年度の官庁訪問に参加することなども可能です。
- ✓ 採用候補者名簿の有効期間内に官庁訪問を行うだけでなく「採用」される必要があります。
- ✓ 採用された場合は、採用候補者名簿から削除されます。
- ✓ 毎年度行われる官庁訪問は、「翌年度の4月の採用に向けた採用選考活動」となります。そのため、採用希望年度を延期し、2027年4月の採用を目指すためには、2026年度の官庁訪問に参加する必要があります。
- ✓ 2025年度一般職試験(大卒程度試験・教養区分)に最終合格した場合、最長で、2030年度の官庁訪問に参加し2031年4月採用に採用されることも可能です。
- ✓ 2026年度以降の官庁訪問ルール(日程含む)は、各年度ごとの各省庁人事担当課長会議申合せにより決定されますので、現時点では未定です。

採用希望年度等に関する意向確認

採用希望年度等に関する意向確認について

- ✓ 一般職試験(大卒程度試験)受験者の皆様には、第1次試験合格通知書のダウンロードの際に、採用希望年度などの「採用志望情報」を登録していただきます。
登録いただいた「採用志望情報」は、個人情報の保護に十分留意した上で、人事院から採用を予定している各省庁に提供されます(採用事務以外の目的に使用することはありません)。
- ✓ 2024年度からメールアドレスも提供しますので、合格後も連絡が取れるメールアドレスを登録してください。正しく登録いただかないと、面接の御案内や意向確認ができない場合がございます。
- ✓ 最終合格者発表後、「採用志望情報」で登録いただいた採用希望年度を変更する場合は、「意向届(オンラインシステム)」により、採用希望年度の変更について報告していただきます。
「意向届」において変更いただいた「採用志望情報」は、個人情報の保護に十分留意した上で、人事院から採用を予定している各省庁に提供されます(採用事務以外の目的に使用することはありません)。
- ✓ 「意向届」は、採用希望年度を変更する場合のほか、採用内定した場合、今後の採用を希望しない場合、引き続き採用を希望する場合、連絡先を変更する場合など、最終合格後にも提出していただくことになりますので、御留意ください。
- ✓ 「採用志望情報」、「意向届」等の登録・提出方法その他の詳細については、第1次試験日及び第2次試験日において配布される資料などを御確認ください。

官庁訪問の参加年度①

ケース①（採用試験合格年度に官庁訪問し、翌年度4月の採用となるケース）

2025年度の採用試験に最終合格、同年度に官庁訪問を行い、2026年4月から採用

2025年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最終合格 官庁訪問→内々定 内定											
2026年											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
採用（名簿削除）											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2030年											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月

メモ

→ … 採用候補者名簿の有効期間

✓ 最も多いケースです。最終合格した年度の官庁訪問に参加し、翌年度4月に採用されます。

官庁訪問の参加年度②

ケース②（教養区分に3年次に最終合格し、翌年度に官庁訪問し、次の4月の採用となるケース）

2025年度の採用試験(教養区分)に3年次に最終合格、2026年度に官庁訪問を行い、2027年4月から採用

2025年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最終合格											

2026年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
官庁訪問→内々定 内定											

2027年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
採用（名簿削除）											

2031年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月

メモ

→ … 採用候補者名簿の有効期間

- ✓ 採用希望年度を1年延期し、最終合格した年度の官庁訪問には参加せず、翌年度の官庁訪問に参加し、翌々年度の4月に採用されます。

※2026年度以降の採用試験や官庁訪問の日程は、現時点では未定のため、例年どおりの日程を想定の上、記載しています。

官庁訪問の参加年度③

ケース③（採用試験合格年度及び翌年度は官庁訪問せず、翌々年度に官庁訪問し、次の4月の採用となるケース）

2025年度の採用試験に最終合格、2027年度に官庁訪問を行い、2028年4月から採用

2025年											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
(大学4年次) 最終合格											
2026年											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
(大学卒業) (大学院へ入学)											
2027年											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
官庁訪問→内々定 内定											
2028年											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
(修士課程修了) 採用 (名簿削除)											
2030年8月											

メモ

→ … 採用候補者名簿の有効期間

✓

採用希望年度を2年延期し、最終合格した年度や翌年度の官庁訪問には参加せず、翌々年度に官庁訪問し、次の4月に採用されます。

✓

大学の学部4年次に一般職試験を受験して最終合格した後、大学院に入学し、修士課程を修了した後の採用を希望する場合などは、このケースに該当します。

※2026年度以降の採用試験や官庁訪問の日程は、現時点では未定のため、例年どおりの日程を想定の上、記載しています。

官庁訪問の参加年度④

ケース④（採用試験合格年度は官庁訪問せず、3年後に官庁訪問し、次の4月の採用となるケース）

2025年度の採用試験に修士2年で最終合格、博士課程へ進み、2028年度に官庁訪問を行い、2029年4月から採用

2025年											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最終合格											
(修士2年次)											
2026年											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
(修士課程修了)											
(博士課程へ)											
2028年											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
官庁訪問→内々定 内定											
2029年											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
(博士課程修了) 採用 (名簿削除)											
2030年8月											

メモ

- … 採用候補者名簿の有効期間
- ✓ 採用希望年度を3年延期し、最終合格した年度の3年後の年度に官庁訪問し、次の4月に採用されます。
 - ✓ 修士2年次に一般職試験を受験して最終合格した後、博士課程に進み、博士課程を修了した後の採用を希望する場合などは、このケースに該当します。

※2026年度以降の採用試験や官庁訪問の日程は、現時点では未定のため、例年どおりの日程を想定の上、記載しています。

官庁訪問の参加年度⑤

ケース⑤（採用試験合格年度は官庁訪問せず、4年後に官庁訪問し、次の4月の採用となるケース）

2025年度の採用試験に大学4年で最終合格、民間企業に就職し、2029年度に官庁訪問を行い、2030年4月から採用

2025年											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最終合格											
(大学4年次)											
2026年											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
(大学卒業)											
(民間企業へ就職)											
2029年											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
官庁訪問→内々定 内定											
2030年											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
(民間企業退社) 採用 (名簿削除)											

メモ

→ … 採用候補者名簿の有効期間

- ✓ 採用希望年度を5年延期し、最終合格した年度の4年後の年度に官庁訪問し、次の4月に採用されます。
- ✓ 大学の学部4年次に一般職試験を受験して最終合格した後、民間企業に就職し、4年間民間企業勤務を経験した後の採用を希望する場合などは、このケースに該当します。

※2026年度以降の採用試験や官庁訪問の日程は、現時点では未定のため、例年どおりの日程を想定の上、記載しています。

官庁訪問の参加年度⑥

その他

- ✓ 採用候補者名簿の満了年度における官庁訪問には参加することができません(下図のとおり)。
2025年度採用試験の最終合格者(教養区分を除く。)であれば、2025年度、2026年度、2027年度、2028年度及び2029年度の官庁訪問に参加することが可能ですが、2030年度の官庁訪問は対象外となります。教養区分の最終合格者は、2030年度の官庁訪問にも参加することが可能ですが、2031年度の官庁訪問は対象外となります。
- ✓ 例えば、当該年度における官庁訪問のマッチングがうまくいかず、翌年度の官庁訪問に再度参加する場合など、毎年度連続して官庁訪問に参加することも可能ですが、官庁訪問は「翌年度の4月の採用に向けた採用選考活動」であるため、例えば、2028年4月の採用を希望する方が2025年度の官庁訪問に参加することはできません(その場合、2027年度の官庁訪問に参加することになります)ので、御留意ください。
なお、採用希望年度の登録や変更については、10ページを御参照ください。

2025年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最終合格 											

2030年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
 (有効期間満了に伴う名簿の失効) 官庁訪問											

※2026年度以降の採用試験や官庁訪問の日程は、現時点では未定のため、例年どおりの日程を想定の上、記載しています。

広報活動

広報活動について

- ✓ 各省庁は、例年3月以降、広報活動（採用を目的として各種情報等を学生等に対し広く発信していく活動）を開始します。各機関ごとに開催される業務説明会や、人事院が主催し各機関が参加する合同業務説明会など、対面型又はオンラインによる様々なイベントが実施されます（採用を目的としない啓発活動は、時期を限定せず実施しています。）。
 - ✓ 業務説明会へ積極的に参加して、興味のある、あるいは志望する省庁の業務内容や採用予定等の情報を得ていただくことをお勧めします。なお、業務説明会への参加はあくまで任意であり、参加しなかったとしても、そのことを理由に不利に扱われることはありません。また、業務説明会において採用選考活動が行われることはありません。
 - ✓ 業務説明会の日程や情報等については、各省庁のホームページ、SNSや「国家公務員試験採用情報NAVI」、人事院地方事務局のホームページ等において御案内しています。
- ※ 各省庁が開催したり、人事院が主催する説明会・セミナーの日程（カレンダー）や情報を取りまとめたページが「国家公務員試験採用情報NAVI」に掲載されていますので、御活用ください。

タイプ3インターンシップで得た情報の活用について

「タイプ3インターンシップ」とは

- ✓ しっかりとした就業体験を行うことを通じて、学生にとっては自らの能力を見極めること、企業にとっては採用選考を視野に入れた評価材料を取得することを目的として行う、キャリア形成支援プログラム。
- ✓ 就業体験要件、実施期間要件(汎用的能力活用型:5日間以上、専門活用型:2週間以上)、実施時期要件(学部3年・4年又は修士1年・2年の長期休暇期間に実施)等の要件を満たすことが必要。

「タイプ3インターンシップ」で得た学生情報の活用

- ✓ タイプ3インターンシップで得た学生の情報を、広報活動及び選考活動に使用可能とします。
(活用例)
 - ・ タイプ3インターンシップに参加した学生に対し、業務説明会や官庁訪問の案内を送付する。
 - ・ タイプ3インターンシップで得られた学生の総合評価を活用し、選考プロセスの一部を省略する。
- ✓ 選考活動に学生情報を使用するに当たっては、タイプ3インターンシップに参加しなかった訪問者について、そのことを理由に不利益な取扱いを行わず、訪問者間の公平性を担保することを徹底することとしています。

官庁訪問等に関するQ&A①

Q 1 官庁訪問の開始前に、採用選考活動は行われないのでしょうか。

A 各省庁は、官庁訪問開始前の選考活動は厳に慎むことになっています。
一方で、広報活動は可能となっており、各省庁による様々な業務説明会が実施されますが、この広報活動の趣旨を逸脱し、外形的に選考活動と判断される行為は禁止されていますので、例えば、業務説明会やOB・OG訪問との名目で実質的に訪問者を選考するような行為は、官庁訪問ルール違反となります。

なお、官庁訪問開始後において、7月9日(水)から7月27日(日)までの間は、官庁訪問禁止期間となりますので、官庁訪問や面接等の選考活動は一切行われません。(この間の広報活動については制限はありません(対面・オンライン問わず))

- ✓ 官庁訪問ルールに違反するような行為を受けた場合は、速やかに人事院に通報の上、具体的な状況を教えてください。(「国家公務員試験採用情報NAVI」に官庁訪問専用の相談・通報窓口を設置しています。)

Q 2 官庁訪問は、オンラインで実施されることもあるのですか。

A オンライン形式で実施されるかどうかは、各省庁の判断となりますが、各省庁は、訪問者間の公平性を配慮した上で、オンライン面接を積極的に活用することになっています。
事前に各省庁のホームページを確認の上、官庁訪問の実施形式をチェックしておいてください。

Q 3 官庁訪問における面接は、オンライン又は対面型で評価が異なるのですか。

A オンライン面接や対面型による面接といった面接方法の違いにより、訪問者の評価に差が生じることはありません。

官庁訪問等に関するQ&A②

Q4 官庁訪問期間中の土曜日及び日曜日に訪問することはできますか。

A 訪問することはできません。さらに、各省庁は、訪問開始日から最終合格者発表日までの期間の土曜日、日曜日及び祝日は、次回の訪問予約に関する事務的連絡を一方向のメールで行う場合を除き、訪問者と電話やメールを含め、いかなる接触も行ってはいけないことになっています。

Q5 官庁訪問の当日は、どの程度の待ち時間が発生するでしょうか。

A 省庁によって官庁訪問の際の待ち時間は異なるため、一概に申し上げることは困難ですが、各省庁は、訪問者が他の官署を効率的に訪問することができるよう、オンラインや対面型といった面接方法の違いにかかわらず、できる限り待ち時間を縮減するなど訪問の効率化・円滑化に取り組むとともに、遠隔地から訪問する訪問者に不利益にならないよう、十分配慮することとされています。

Q6 事前予約がなければ、官庁訪問することはできないのでしょうか。

A 各省庁は、事前予約制を導入した場合においても、官庁訪問の予約がない訪問者の訪問については、柔軟に受け付けることとし、予約がないことのみを理由に不利益な取扱いを行わないこととしています。
ただし、応対できる場所・職員数などの関係から、各省庁が1日に受け入れることができる訪問者数には限界もありますので、受付できない場合もあります。あらかじめ御承知おきください。
なお、事前予約は、第1次試験合格者発表の結果(最終合格者発表日後の予約については、最終合格者発表の結果)を確認してから行ってください。

官庁訪問等に関するQ&A③

Q 7 遠隔地からの訪問となるのですが、訪問開始時期が遅れたことにより、官庁訪問で不利に扱われることはありませんか。

A 訪問開始時期が遅れたことを理由に不利に扱われることはありません。

各省庁は、遠隔地から訪問する訪問者、民間企業等併願者等への対応に当たり、訪問開始時期が遅れたことを理由に不利益な取扱いをしないことを徹底しています。そのため、「○日(「初日」など特定の日)に来なければ採用しない」等の言動は、官庁訪問ルール違反となります。

また、他の官署、地方自治体又は民間企業の面接等の予定がある訪問者の行動を過度に制限することのないよう配慮することになっています。

- ✓ 官庁訪問ルールに違反するような行為を受けた場合は、速やかに人事院に通報の上、具体的な状況を教えてください。(「国家公務員試験採用情報NAVI」に官庁訪問専用の相談・通報窓口を設置しています。)

Q 8 官庁訪問の事前予約の際、申込先省庁から連絡のあった訪問日時が学事日程と重なってしまったのですが、どうしたらよいのでしょうか。

A 当該省庁に事情を伝え、別の日時に訪問できるよう相談してみてください。

各省庁は、官庁訪問において、授業、試験、留学、教育実習など学生である訪問者の事情を十分に勘案して面接等を行うこととされており、また、訪問者から学事日程等に関する申出があった場合、面接時間等を配慮するとともに、面接機会の付与を含め、当該申出があったことをもって不利益な取扱いは行わないことになっています。

官庁訪問等に関するQ&A④

Q9 特定の大学や学部を卒業していなければ、官庁訪問の際に不利となるのでしょうか。

A そのようなことはありません。

各省庁は、多様な人材を確保するため、職務の特殊性を踏まえつつ、特定の専門区分や特定の大学・学部出身者に偏ることなく、多様な能力及び経験を持つ人材を採用するよう努めることになっています。

Q10 官庁訪問のマッチング状況は、国家公務員採用試験の結果に影響があるのでしょうか。

A 官庁訪問と採用試験とは全く別のプロセスとなりますので、官庁訪問のマッチング状況や結果などが、採用試験の判定や結果に影響を及ぼすことはありません。

Q11 官庁訪問の際には、上着及びネクタイを着用しなければいけませんか。

A 夏の官庁訪問期間中は、節電及び軽装の励行期間となっていますので、各省庁を訪問される際には、上着及びネクタイを着用していなくても差し支えありません。詳しくは、各省庁のホームページ等を御確認ください。

Q12 官庁訪問を経て、採用候補者名簿の有効期間内に採用内定となればよいのでしょうか。

A 採用内定ではなく、採用候補者名簿の有効期間内に「採用」される必要がありますので、御注意ください。
採用候補者名簿の有効期間を経過した後は、当該名簿から採用されることはありません。

官庁訪問等に関するQ&A⑤

Q13 官庁訪問の際に提出を求められた書類の記載内容について質問があります。どちらに連絡すればよいでしょうか。

A 官庁訪問当日に必要な書類や留意事項、訪問形式、オンラインの場合に必要なツールなど、詳細については、各省庁の判断で決定しており、人事院では把握していませんので、書類の記載内容に関する質問や訪問日時・形式の御相談などは、訪問先となる各省庁に御連絡ください。

Q14 官庁訪問開始後、7月9日（水）から7月27日（日）までの間は官庁訪問禁止期間となるようですが、その期間中、業務説明会に参加することは可能ですか。

A 差し支えありません。

7月9日(水)から7月27日(日)までの間は、官庁訪問禁止期間となり、各省庁は、官庁訪問や、面接等の選考活動は一切行うことができないことになっています。

ただし、この間に、訪問者に対し(対面型・オンラインを問わず)業務説明会を含む広報活動を実施することや、官庁訪問に関する予約の受付・確認など事務的な連絡を行うことは差し支えないことになっています。

Q15 官庁訪問開始後、いつまでが官庁訪問期間となるのでしょうか。

A 内々定の解禁日以降、内々定数が採用予定数に達した省庁などでは、官庁訪問の受付が終了となる場合があります。その一方で、採用予定数に達していない省庁などでは、引き続き官庁訪問を受け付ける場合もあります。各省庁における具体的な官庁訪問期間については、各省庁のホームページ等から御確認ください。

官庁訪問等に関するQ&A⑥

Q16 タイプ3インターンシップで取得した学生情報は具体的にはどのように使用されるのでしょうか。

A タイプ3インターンシップで取得した学生情報は、業務説明会や官庁訪問の案内を送ることや、インターンシップでの総合評価を活用して採用選考プロセスの一部を省略することがその活用例となります。

Q17 タイプ3インターンシップに参加していないのですが、官庁訪問において不利に扱われることはありませんか。

A タイプ3インターンシップに参加しなかったことを理由に不利に扱われることはありません。
各省庁は、タイプ3インターンシップに参加しなかった方について、そのことを理由に不利益な取扱いはしないこととなっています。また、タイプ3インターンシップに参加した方の選考プロセスを極端に省略するなどの取扱いも、行わないことになっています。

Q18 官庁訪問におけるマッチングの結果、複数の省庁から良い感触を得ることができたのですが、今後、どのようにしたらよいのでしょうか。

A 複数の省庁から良い感触を得た場合は、志望度の低い省庁の担当者に対して、志望度の高い省庁から良い感触を得た旨を正直に伝えるようにしてください。採用内定(内々定)は、1つの省庁からのみ応諾してください。

官庁訪問等に関するQ&A⑦

Q19 様々な省庁を訪問したのですが、いずれもうまくマッチングできず、内々定を得ることができませんでした。引き続き、翌年度の4月における採用を希望しているのですが、どのようにしたらよいでしょうか。

A 官庁訪問期間の終了時期は省庁ごとの判断になりますので、採用予定数に達していない省庁などでは、引き続き訪問者の参加を募り、当該年度内に面接等を実施する場合があります。人事院では、各省庁における面接等の実施予定について詳細を把握しておりませんので、引き続き面接等を希望する場合には、各省庁のホームページ等で情報を御確認いただくか、各省庁に直接お問い合わせください。
なお、翌々年度4月以降の採用を目指すのであれば、採用候補者名簿の有効期間を踏まえつつ、再度試験を受験することなく、次年度以降の官庁訪問に再び参加することも可能です。

Q20 過年度の採用試験における最終合格者も、官庁訪問に参加する年度の官庁訪問ルールに従うことになるのですか。

A 過年度の採用試験最終合格者の方も、官庁訪問に参加する年度の官庁訪問ルールに従っていただく必要があります。
2025年度の官庁訪問には、2024年度又は2023年度の採用試験最終合格者も参加することが可能ですが、2025年度の官庁訪問ルールに従い、2025年度の第1次試験合格者と共に、同じスケジュールで官庁訪問に参加することになります。

官庁訪問等に関するQ&A⑧

**Q21 過年度の一般職試験（大卒程度試験）に最終合格しています。
改めて同試験を受験することなく、今年度の官庁訪問に参加できるのでしょうか。**

A 一般職試験(大卒程度試験・教養区分以外)の採用候補者名簿に係る有効期間は、最終合格者発表日から5年間となっています。その有効期間内であれば、改めて一般職試験を受験することなく官庁訪問に参加できます。(ただし、有効期間内に官庁訪問するだけでなく「採用」される必要がありますので、ご注意ください。)
例えば、2025年度の官庁訪問には、2026年4月の採用を目指す方であれば、2025年度採用試験の第1次試験合格者に限らず、2024年度又は2023年度の採用試験最終合格者も参加いただけることになります。
ただし、採用候補者名簿の有効期間内であっても、一度、いずれかの省庁に採用された場合は、採用された試験の採用候補者名簿から削除されることになりますので、その場合は、官庁訪問に参加することができません(再度受験し直していただく必要があります。)

Q22 大学の学部4年次に一般職試験（大卒程度試験）を受験して最終合格しました。大学院に入学するため、修士課程を修了する3年後の採用を希望しているのですが、いつ官庁訪問をすればよいのでしょうか。

A 官庁訪問は、その翌年度4月の採用に向けて実施されるものですので、翌々年度(修士課程2年次)の官庁訪問に参加いただくことになります。
例えば、2025年度の一般職試験(大卒程度試験)に最終合格した後、2026年4月の採用を希望するのであれば、2025年度の官庁訪問に参加する必要がありますが、2028年4月の採用を希望するのであれば、2027年度の官庁訪問に参加する必要があります。
なお、2027年度の官庁訪問ルール(日程含む)については、毎年度の各省庁人事担当課長会議申合せにより決定されます。

官庁訪問等に関するQ&A⑨

Q23 2025年度の一般職試験（大卒程度試験）に最終合格し、2026年4月ではなく、2027年4月の採用を希望しているため、2026年度に官庁訪問することを予定しています。

2026年度の官庁訪問に関する日程は、いつ頃決定されるのでしょうか。

A 毎年度2月頃、翌年度の官庁訪問ルールが決定され、日程もその中で確定しますので、2026年度の官庁訪問ルールについては、2026年2月頃に決定される予定です。

各省庁は、2027年4月採用に向けた官庁訪問については、(今後申し合わせる)2026年度の官庁訪問ルールに従うこととなりますので、2026年度の官庁訪問ルールにおける内々定解禁までの間は、訪問者に対し、2027年4月採用に関する内定、内々定に類似する言動は厳に慎むこととされています。

Q24 総合職試験と一般職試験（大卒程度試験）を併願しているため、総合職試験の官庁訪問に参加した後、同年度における一般職試験（大卒程度試験）の官庁訪問にも参加することはできるのでしょうか。

A 双方の官庁訪問に参加することは差し支えありませんが、採用内定(内々定)は、1つの省庁からしか応諾することができませんので、先行する総合職試験の官庁訪問に参加し内々定を応諾した場合、それ以降に実施される一般職試験(大卒程度試験)の官庁訪問への参加は御遠慮ください。

官庁訪問等に関するQ&A⑩

Q25 今年度の一般職試験（大卒程度試験）を受験して最終合格した後、採用に至らないまま、翌年度も一般職試験（大卒程度試験）を受験し最終合格した場合、今年度の採用候補者名簿からは削除されるのでしょうか。また、翌年度に受験して試験不合格となった場合、今年度試験の最終合格に影響はあるのでしょうか。

A 例えば、2025年度の一般職試験（大卒程度試験）に最終合格した後、採用に至らないまま、2026年度の一般職試験（大卒程度試験）を受験し最終合格した場合、2025年度及び2026年度の採用候補者名簿にそれぞれ記載されることになり、2025年度の名簿から直ちに削除されるわけではありません。なお、名簿の有効期間は、それぞれの試験の最終合格者発表日から5年間（教養区分は6年間）となります。この状態で採用される場合は、どちらかの名簿から採用されることになります。

また、翌年度試験の受験結果が今年度試験の最終合格に影響を及ぼすことはありませんので、例えば、2025年度の一般職試験（大卒程度試験）に最終合格した後、採用に至らないまま、2026年度の一般職試験（大卒程度試験）を受験し不合格となった場合でも、2025年度の試験結果に対して、影響が生じることはありません。

Q26 各省庁は、内々定の解禁日時までの間は、訪問者に対して「内定、内々定に類似する言動」は厳に慎むこととされているようですが、具体的にどのような言動が該当するのでしょうか。

A 「内定、内々定に類似する言動」とは、例えば、「〇日に来れば採用する」、「もう他省庁を回る必要はない」、「他省庁への訪問をやめれば採用する」、「〇〇省へ辞退の連絡をすれぱうちで採用する」、「あとは君の気持ち次第（でこちらの考えは決まっている）」といった発言のほか、「明日は他省庁を回るな」、「明日は自宅（宿泊先）に電話を入れる（から他省庁を回るな）」など、他省庁訪問の可能性を閉ざすような言動が含まれます。これらのいわゆる「オワハラ」と判断されるような行為は、官庁訪問ルール違反となります。

官庁訪問等に関するQ&A⑪

Q27 官庁訪問ルールに違反するような行為を受けましたが、どうしたらよいでしょうか。

A 人事院では、「国家公務員試験採用情報NAVI」上で、官庁訪問専用の相談・通報窓口を設けています。官庁訪問ルールに違反するような行為を受けた場合や見かけた場合は、速やかに人事院に通報の上、具体的な状況を教えてください。通報者の意向を踏まえながら事実関係の調査を行い、必要に応じて該当省庁に是正を求め、各省庁にその事実を通知いたします。また、事実関係の調査の結果、重大な違反行為であると判断された場合には、人事院のホームページに違反省庁名を公表いたします。

(違反事例)

- ・業務説明会と称して、外形的に採用選考活動と判断されるような行為が行われた。
- ・官庁訪問してはいけない期間中であるにもかかわらず、担当者から官庁訪問することを求められた。
- ・深夜(22時以降)まで待たされる、深夜に長時間の電話をされるなど、過度な拘束を受けた。
- ・内々定の解禁日より前に、内定や内々定に類似するような言動があった。
- ・タイプ3インターンシップに参加していないことを理由に官庁訪問の受付を断られる、タイプ3インターンシップに参加した者のみ選考プロセスが極端に省略されるなど、タイプ3インターンシップに参加していない者に不利益な取扱いがあった。

国家公務員採用試験に関する最新の情報はこちらをチェック！

国家公務員試験採用情報NAV I

<https://www.jinji.go.jp/saiyo.html>



国家公務員試験採用情報 X (旧Twitter)

https://x.com/jinjin_saiyo



国家公務員試験採用情報 Instagram

<https://www.instagram.com/jinjin.saiyo/>



国家公務員採用試験情報 Threads

<https://www.threads.net/@jinjin.saiyo>



国家公務員試験採用情報チャンネル (YouTube)

https://www.youtube.com/channel/UCTk_x9QBe3EnDPSP2a0DrQg

